

基勞補発第 0808001 号  
平成 15 年 8 月 8 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(契印省略)

神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準改正の留意点等について

神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準の改正については、平成 15 年 8 月 8 日付け基発第 0808002 号をもって指示されたところであるが、下記の点に留意されたい。

なお、平成 2 年 10 月 24 日付け事務連絡第 30 号中、「昭和 50 年 9 月 30 日付け基発第 565 号『障害等級認定基準について』及び昭和 56 年 1 月 30 日付け基発第 51 号『神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準の一部改正について』」とあるは、「平成 15 年 8 月 8 日付け基発第 0808002 号『神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について』」(以下「通達」という。)と読み替えるものとする。

#### 記

#### 1 専門検討会の報告書

今回の障害等級認定基準(以下「認定基準」という。)の改正は、「精神・神経の障害認定に関する専門検討会報告書」に基づくものであること。

したがって、神経系統の機能又は精神の障害に関する認定基準(以下「神経認定基準」という。)の改正項目と併せて、同報告書について業務の参考にされたい。

#### 2 部位別の認定基準の策定

従来、認定基準の改正は、すべての部位に関する認定基準を網羅的に定めた昭和 50 年 9 月 30 日付け基発第 565 号別冊「障害等級認定基準」(以下「基本通達」という。)の一部改正により行ってきたところであるが、今回の認定基準の改正においては新たに認定基準に係る医学的事項を別紙として定める等基本通達の一部改正の場合には複雑になることから、今回の改正を契機として部位別に独立した認定基準を策定することとしたこと。

したがって、既に改正した部位及び今後改正する部位に関する認定基準について同様に部位別の独立した認定基準とする予定であること。

#### 3 第 9 級を超える症状を残している非器質性精神障害を治ゆとする場合の取扱い

認定基準の第 2 の 1 の (2) のエのただし書きに該当する事案については、本省協議の上障害等級を決定することとされているが、療養効果がないと判断する根拠及び治ゆの時期について本省において把握する必要があることから、当分の間、治ゆの認定が予定されるものについては、治ゆ認定をする前に本省に協議すること。

#### 4 第 11 級に評価することがより適切と思われる事例の報告

神経系統の機能又は精神の障害に係る第 11 級の新設については、現時点において第 12 級に当たる障害と第 11 級に当たる障害を的確に区分することが困難である等の理由から今後の検討課題と結論されたところであるが、今後第 11 級と評価することが妥当な事例の収集に努めるべきであるとの提言が専門検討会においてなされたところである。

こうしたことから、神経系統の機能又は精神の障害について障害等級を決定した事例のうち、第 12 級が想定している標準的な障害の状態を超えているものの、第 9 級の認定基準には及ばないことから第 12 級に決定したものであって、中間等級が存在した場合にはより適切な評価ができる旨専門医が所見した事例を把握した場合には、本省補償課障害認定係あて報告すること。

#### 5 職員研修

認定基準の改正内容等に関する中央研修を予定しており、日時等詳細については後日示すことにしていること。

#### 6 医療機関等に対する周知

認定基準の内容について、別途送付するリーフレットを利用する等の方法により関係医療機関に周知すること。

#### 7 意見書の様式の配布

通達の別紙様式 1～3 については、印刷したものを配布する予定であること。